

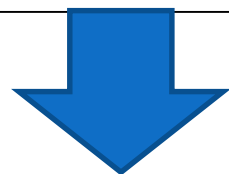
# 世田谷区地域公共交通計画の概要について

- 1 主旨
- 2 計画策定イメージ
- 3 地域公共交通計画の位置づけ
- 4 地域公共交通計画に求められる事項
- 5 東京における地域公共交通の基本方針
- 6 地域公共交通計画策定の体制について

# 1. 主旨

世田谷区は、区の将来像を展望しつつ、望ましい交通体系や交通サービスの確立を目指し、区の交通に関する施策の基本方針として「世田谷区交通まちづくり基本計画」を策定している。

一方、国は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を令和2年に改正し、地域にとって望ましい、鉄道、バス、タクシー等の地域旅客運送サービスの姿を明らかにするマスタープランとして「地域公共交通計画」を定めることを自治体の努力義務としている。



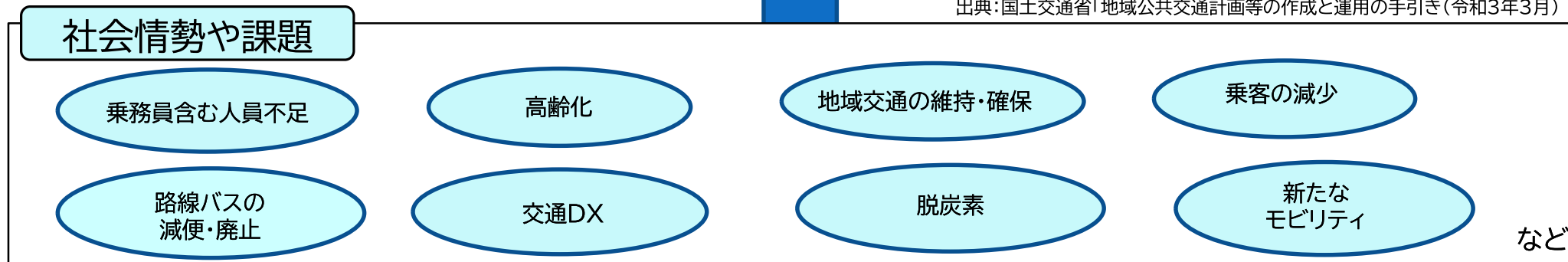
区としては、現行の「世田谷区交通まちづくり基本計画」が令和6年度末に期間満了を迎えることから、「世田谷区交通まちづくり基本計画」に代え「世田谷区地域公共交通計画」を策定する。



## 2. 計画策定イメージ



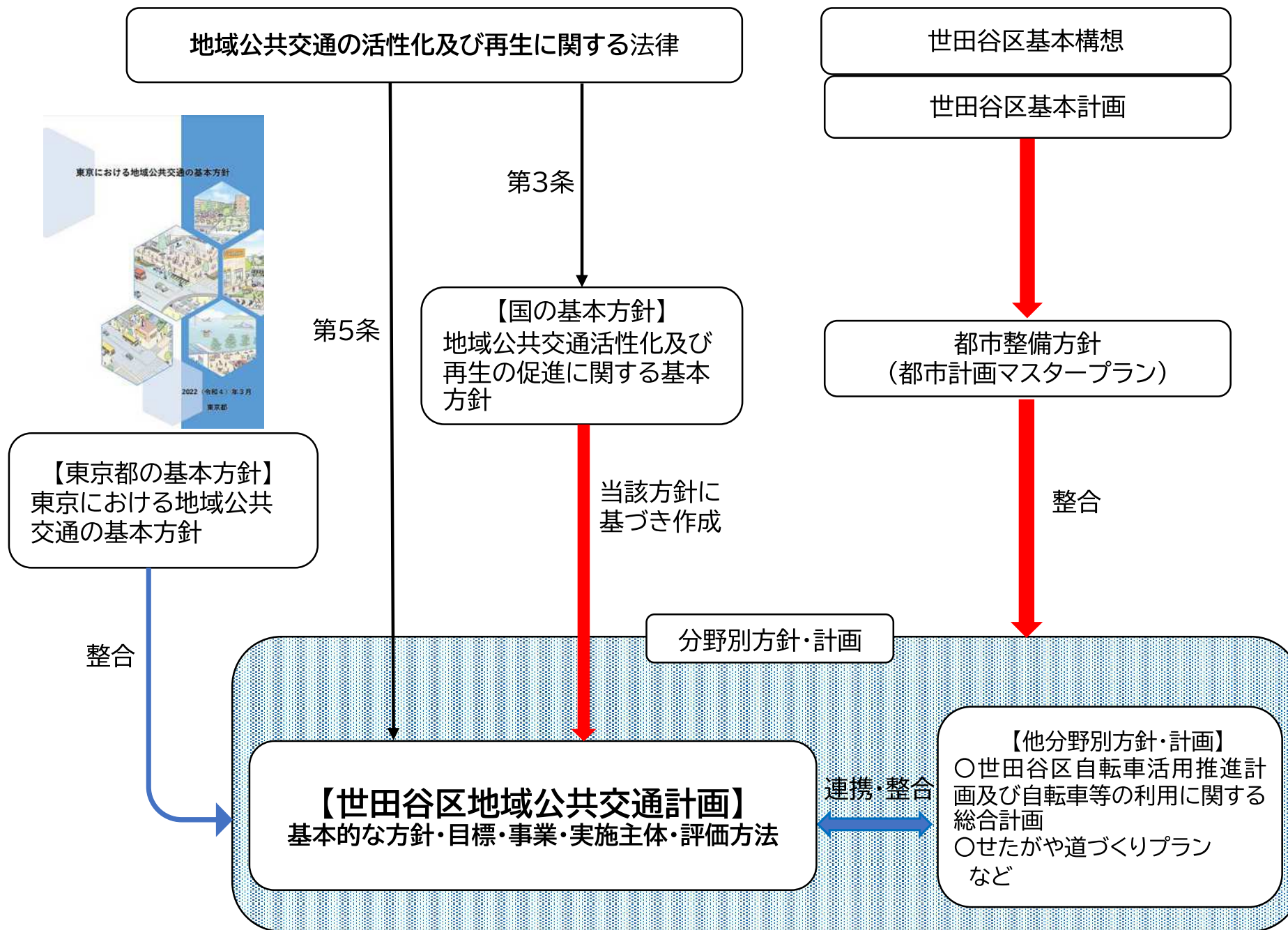
出典:国土交通省「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き(令和3年3月)」



行政、交通事業者、区民との間で目指すべき方向性を共有  
「公共交通の望ましい姿」、「持続可能な公共交通の確保」に向けて、  
地域が自らデザインしていく

地域公共交通計画を策定する

# 3. 地域公共交通計画の位置づけ



## 4. 地域公共交通計画に求められる事項

### 【記載事項】(必ず記載しなければならない)

- ① 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ② 計画の区域【世田谷区全域】
- ③ 計画の目標
- ④ 目標を達成するために行う事業・実施主体
- ⑤ 計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥ 計画期間【5カ年】
- ⑦ 計画の実施に関し、自治体が必要と認める事項

### 【目標設定と検証】

年度ごとに評価結果を国へ報告

### 【結果尊重義務】

法定協議会における協議結果の尊重義務がある





## 5. 東京における地域公共交通の基本方針

- **【東京における地域公共交通の基本方針】**(2022年(R4)3月)
- 地域の特性に即した移動手段の充実と持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を促進し、高齢者や障害者をはじめ、誰もが移動しやすい利便性の高い都市の実現と、人・モノ・情報の自由自在な移動と交流により、あらゆる人が活躍できる「挑戦の場」を創出する都市交通環境の実現に資する取組の方針として策定。

### 中核広域拠点域 (環七通りの内側)



- ・ DX、バリアフリーにより交通利便性が飛躍的に向上
- ・ 地下鉄駅では道路空間も活用し交通結節機能が充実
- ・ 小型モビリティ等、シェアリングサービスが充実

### 新都市生活創造域 (環七通りからJR武蔵野線まで)



- ・ 生活の足となるきめ細かいフィーダー交通が普及
- ・ まちや交通の情報が集まる交通結節点形成
- ・ 人中心の安全で快適な歩行空間が創出

## 6. 地域公共交通計画策定の体制について

地域公共交通計画の策定に当たっては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、「世田谷区地域公共交通活性化協議会」を設置し、区民(利用者)、交通事業者、関係行政機関、学識経験者などの利害関係者を含む委員との協議により本計画を策定する。

上記、「世田谷区地域公共交通活性化協議会」は、道路運送法施行規則に基づく「地域公共交通会議」の役割も兼ねることとする。

### 【体制イメージ図】

